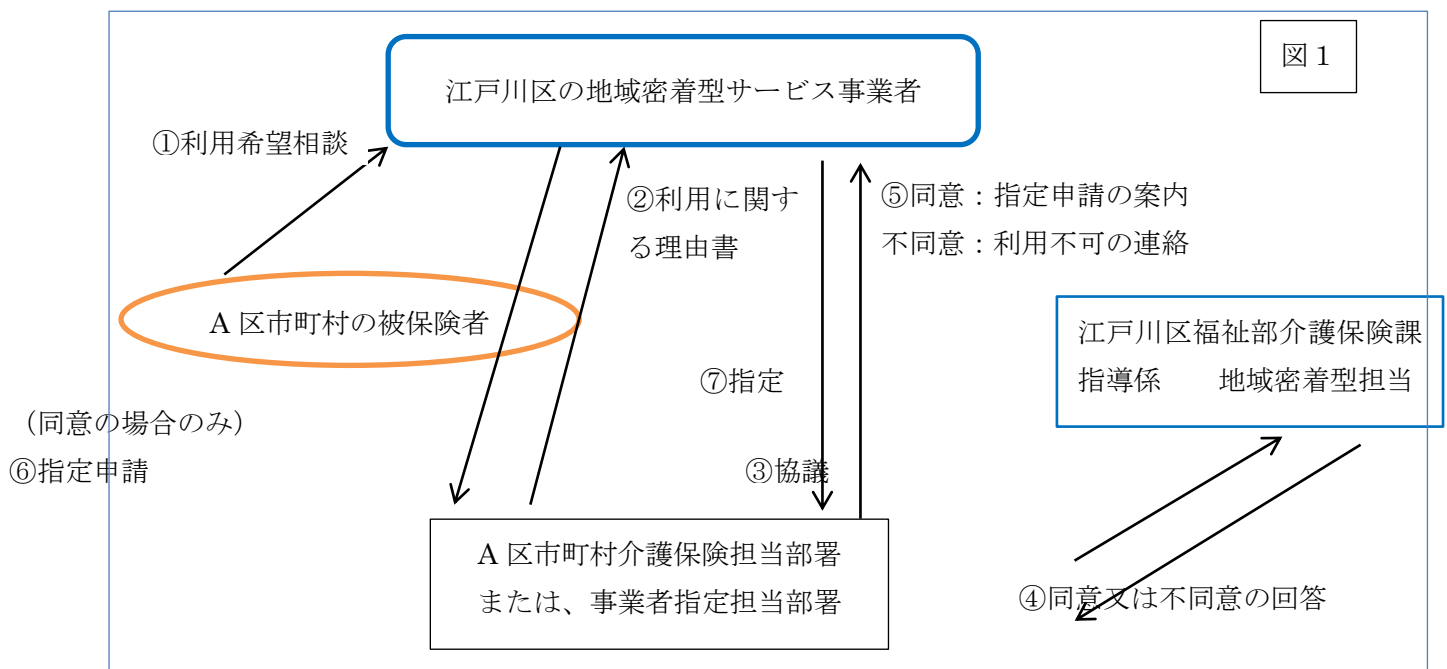


地域密着型事業所の区域外利用について

地域密着型サービスは、原則として当該事業所が所在する区市町村の被保険者以外は利用できません。しかし、やむを得ない事情があるときは、事業所所在地の区市町村長の同意を得ることにより、他区市町村の被保険者も利用することができます。

【1】 他区市町村の被保険者が江戸川区の地域密着型サービスの利用を希望するとき



(1) A 区市町村の被保険者が江戸川区に住民票を置いている場合（住所地特例対象者）

⇒江戸川区の地域密着型サービスの利用は可能です。（江戸川区長の同意は不要）

(2) A 区市町村の被保険者が平成28年4月1日より前から引き続き継続利用を行っている場合

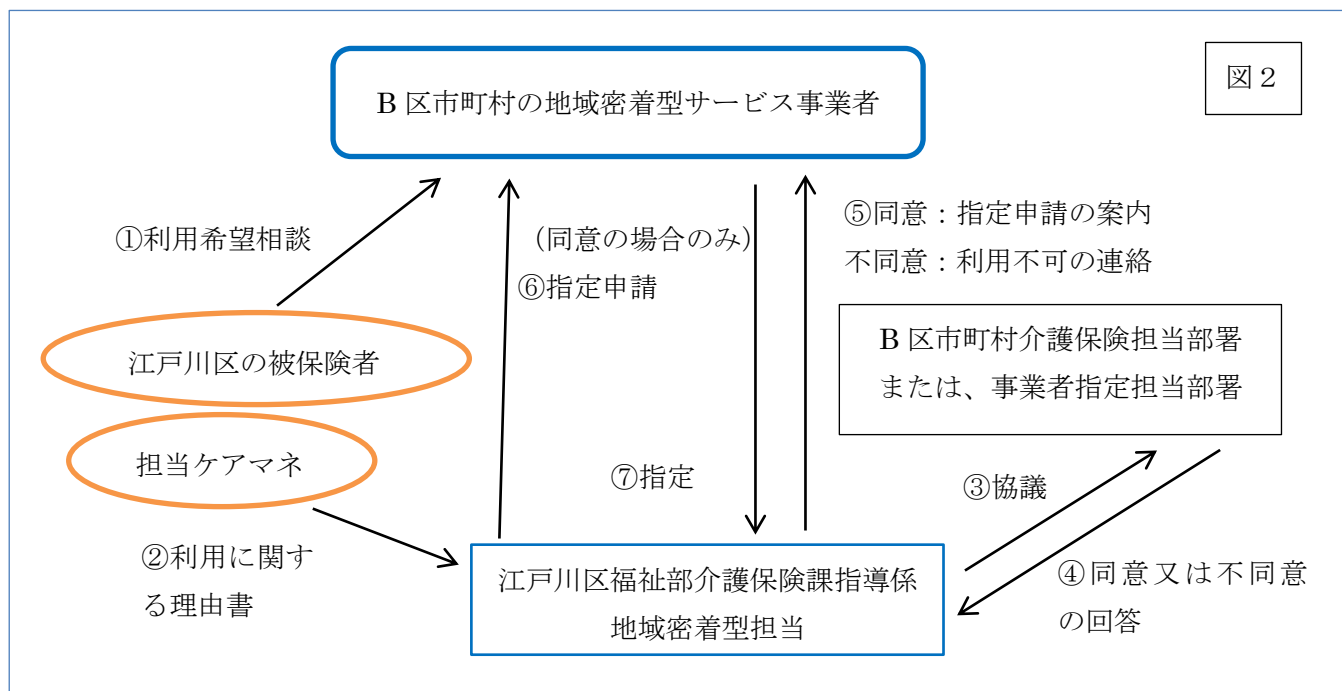
（※平成18年4月1日に地域密着型サービスが創設され、地域密着型通所介護は介護保険法等の改正により平成28年4月1日に新たに創設）

⇒全件江戸川区で指定済み。

(3) A 区市町村の被保険者が住民票を移さずに江戸川区に居所を置いている場合

⇒江戸川区の地域密着型サービスの利用はできません。地域密着型以外の広域型のサービスの利用や住所異動等をご検討ください。▶但し、住所異動できないやむを得ない事情（虐待等で住民票を移せば利用者に危険が差し迫る場合など）があるときは、A区市町村の担当部署にご相談ください。但し、当該A区市町村の判断により、利用ができない場合があります。またやむを得ない事情だと判断できなければ、江戸川区が同意をしない場合もあります。

【2】江戸川区の被保険者が他区市町村の地域密着型サービスの利用を希望するとき



(1) 江戸川区の被保険者で利用希望事業所と同じ区市町村に住民票を置いている場合
(住所地特例対象者)

⇒ B 区市町村の地域密着型サービスの利用は可能です。(B 区市町村の同意は不要)

(2) 江戸川区の被保険者が平成 28 年 4 月 1 日より前から引き続き継続利用を行っている場合(※平成 18 年 4 月 1 日に地域密着型サービスが創設され、地域密着型通所介護は介護保険法等の改正により平成 28 年 4 月 1 日に新たに創設)

⇒ B 区市町村で指定済み。

(3) B 区市町村の事業所を利用しなければならない、やむを得ない事情がある場合

⇒ B 区市町村の地域密着型サービスの利用は可能な場合があります。上記図 2 のとおり江戸川区に「②区外に所在する地域密着型サービス事業所の利用に関する理由書」を提出してください。但し、当該 B 区市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。また内容により、江戸川区が協議を行わない場合もあります。

(4) 江戸川区の被保険者が住民票を移さずに B 区市町村に居所を置いている場合

⇒ B 区市町村の地域密着型サービスの利用はできません。

※但し、住所異動できないやむを得ない事情があるときは、江戸川区福祉部介護保険課指導係にご相談ください。但し、B 区市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。またやむを得ない事情だと判断できなければ、江戸川区が協議を行わない場合もあります。

※地域密着型通所介護については、以下は特に注意してください。

①認定区分が要支援から要介護に変わり、介護予防・日常生活支援総合事業から地域密着型通所介護に変わったとき

②住所変更により、保険者が変わったとき など

Q&A

Q1 A 区の被保険者であるが、住所地特例対象となっている江戸川区内の住宅型有料老人ホームに令和8年7月に入所予定です。入所したら、江戸川区内の地域密着型通所介護事業所に通所を希望しています。通えますか？

A1 介護保険被保険者証は A 区であっても、その住宅型有料老人ホームが住所地特例対象の施設のため、住所を施設に移していれば特に手続きなく利用可能です。

Q2 地域密着型介護老人福祉施設に他県在住の方が入所を希望しています。江戸川区の地域密着型介護老人福祉施設（特養）に住所を移して入所できますか？

A2 地域密着型サービスということは、江戸川区の被保険者の江戸川区民しか入所できません。広域型の特養と違い、地域密着型特養については住所地特例が適応できません。

Q3 区内のグループホームに長年入所している B 子さんの妹は、区外に住んでいます。これまで姉の面会に来ていましたが、妹も認知症となり、姉と同じ施設に入所させたいと家族から相談がありました。入所相談にに応じていいですか？

A3 原則では江戸川区民でないため入所できません。妹の居住地にグループホームが不足しているなど、ほかにどうしてもここでなければだめな理由があり、その保険者から江戸川区に協議があれば検討します。

Q4 区内のグループホームに入所していたが、他県の有料老人ホームに入所することになり、他区に住所がある家族の自宅に知らないうちに住所異動をしていました。グループホーム入所中の請求がエラーになり保険者が変わっていたことに気づきました。請求は可能ですか？

A4 地域密着型サービスを利用されている方については、サービス利用中に住所が江戸川区外になった場合はサービスを利用できません。江戸川区が保険者でなくなったため、介護サービスの請求をしてもエラーとなります。住所を移した先の保険者に請求しても、同様にエラーとなります。協議なく指定もしていないため、請求はできません。

Q5 C 区民が区内の介護付き有料老人ホーム（住所地特例対象施設）に入所していましたが、認知症状からグループホームに移ることになりました。住所が江戸川区なので区内のグループホームに入れますか？

A5 グループホームは住所地特例対象施設ではないため、保険者が江戸川区でないため入所できません。